

修身と道徳教育（1）

山口 意友

はじめに

平成 18 年の教育基本法改定により、その前文に「伝統の継承」が新たに付け加えられた。そしてこの「伝統の継承」は同法第二条「教育の目標」第 5 項にて次のように明文化された。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」。

こうした「伝統と文化の尊重」は、「新学習指導要領」の「総則」にも盛り込まれ、総則第 1 の 2 では、次のように述べられる。「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」¹

「伝統と文化の尊重」や愛国心に関する項目が学習指導要領に追加されたことは、教育基本法改定の結果によるものと一般に考えがちだが実はそうではない。「伝統と文化の尊重」に関する項目は、以前から学習指導要領の「道徳」の箇所においてすでに示されていたことなのである。

「道徳」が特設された昭和 33 年の学習指導要領の「道徳」の箇所には次のように記されている。「日本人としての自覚を持って国を愛し、国際社会の一環としての国家の発展に尽す。（低学年においては、国民的な心情の芽ばえを育てることを指導の中心とし、中学年においては、さらに、日本の国土やすぐれた文化・伝統をたいせつにすることを指導し、高学年においては、国家の繁栄を願い、国民としての責任を自覚して、国際社会の一環としての日本の発展に尽そうとする意欲を育てることなどを加えて内容とすることが望ましい。）」（「道徳の内容」の 35 番項目、傍点筆者）

「伝統と文化の尊重」に関する項目は、以後今日に至るまで一貫して続いているものであり、こうした点からすれば、教育基本法の改定を受けて道徳教育に「伝統と文化の尊重」が書き加えられたのではなく、新しい教育基本法に従来から存してきた道徳の重要項目を付け加えたと見るのが正しいと言えよう。「道徳の時間」特設前の昭和 26 年の文部省発行の「道徳教育のための手引書要綱」には、文化と伝統には一切触れられていないが、「道徳の時間」が特設された昭和 33 年以後は、指導要領の「道徳」の箇所ですべて示されてきたという事実を押さえておかねばならない。

そのように考えてみると、今日の「伝統と文化を尊重」する道徳教育を論じるには、平成 18 年の「教育基本法」改定以前の問題として、そしてさらに戦前の伝統と文化に基づく道徳教育の問題として考えてみなければならないことになる。なぜなら、「伝統と文化」とはもともと歴史

¹ 下線部が新たに挿入された文言

の継承の上に存在するものであり、歴史を断絶させる形では存し得ないものだからである。しかも伝統と文化の尊重とは茶の湯や和服のように単に物理的かつ可視的なものだけを対象にするのではなく、日本人の精神性そのものをその対象として考える必要があるからである。その意味で、お茶や和装礼法を「総合的な学習の時間」に取り入れるたり、武道を必修科させることで「伝統と文化の尊重」に対するノルマを果たしたとするのではなく、その背後にある「礼」という目には見えない部分、すなわちその歴史性や精神性を理解してこそはじめて「伝統と文化の尊重」に繋がるはずのものだからである。

では、目には見えない日本の歴史性・精神性とは具体的には何を意味するのか。それは、戦前から今日へと続く道德教育の歴史性である。戦前の道德教育と今日の道德教育を比較した場合、そこに断絶しているものと継承しているもの双方を正確に見極めることが重要である。

ところが、今日の教育界においては、「修身教育」に代表される戦前の道德を一括して悪と見なし、黙殺する風潮がある。これは、昭和20年12月31日にGHQから出された修身廃止（「修身、日本歴史及び地理停止に関する件」）と戦後の日教組教育による「修身＝戦争教育」の結果であると思われる。

だが、戦後70年近く経った今日に至るも戦勝国の一方的通告に唯々諾々と従ったり、唯物史観による修身教育の徹底的批判に盲目的に従ったりすることは、まさしく反道徳性とも言える「道德の他律支配」に他ならないのではあるまいか。学校における道德教育が日常における慣習道德を含む限り、道德教育について論じる場合はこうした慣習道德の基となる戦前の道德教育を知ることから始めねばならないはずである。なぜなら慣習道德とは世代を超えて伝承されたその国の伝統・文化だからである。

戦前の道德、すなわち修身教育は明治5年(1872)9月の「小学教則」において「修身口授（ぎょうぎのさとし）」として始まり、以後、明治36年(1903)までは様々な教科書が検定を経て使われていたが、翌年に国定化され、終戦の昭和20年まで日本全国同一の教科書によって行われるようになった。終戦後GHQによる、いわゆる四大指令によって「修身」が廃止を言い渡されたことで、一般に修身（修身科、修身教科書等）は日本の軍国主義教育の元凶のように位置づけられてしまったが、ほとんど知られていない事実として次のようなこともあったという。

米軍当局は、戦局も見えてきた1945年の1月、二人の専門家に「日本の倫理教科書及び教育勅語についての分析」の特別調査にあたらせた。その報告書によれば、昭和12年以前の修身教科書であれば、占領時下においても活用できるという肯定的なものであった。このことはアメリカ側の研究結果が昭和12年以前の修身教科書²に対してはそう警戒的でなかったという事実である。³

そこで本稿ではこうした事例を踏まえた上で、等閑に付されがちな国定修身教科書の内容を概観し検証することにより、戦前と戦後の道德教育を断絶的な形で論じることの是非を改めて検証してみたい。⁴

1. 第5期修身教科書当時の時代背景

戦前の国定修身教科書は次のような5回の改定を経ている。

² 昭和12年以前の修身教科書とは、後述する如く、第1期から第4期までの修身教科書をさす。

³ 平塚益徳『日本のゆくえと道德教育』福村書店 1963 p68～69 要約

⁴ 本稿では第5期修身教科書を中心にそれ以前との違いを概観し、次稿以後で各期の教科書を詳細に検討する作業を行う予定である。

第1期—明治37年(1904)から。

第2期—明治43年(1910)から。

第3期—大正7年(1918)から。

第4期—昭和9年(1934)から。

第5期—昭和16年(1941)から同20年12月まで。

ここで特に押さえておかねばならない点は、第5期の修身教科書の内容とそれ以前の教科書の内容の相違である。第1期から4期までの内容が第5期の内容とほぼ同一であれば、第5期の修身教科書が否定される以上、それ以前の同教科書も否定されるのは致し方ないであろう。だが、内容に相違点が多ければ、第5期を否定したからと言ってそれ以前の修身教科書も全否定する必然性は生じえない。そこで、GHQによって否定された第5期修身教科書の主な内容とそれ以前の内容との相違点を、修身否定の根拠とされる「軍国主義的内容」という観点から概観してみたいが、そのためにはまずは時代背景に着目しなければならない。

第5期修身教科書が始まる昭和16年とは、盧溝橋事件を発端として昭和12年に始まった支那事変(いわゆる日中戦争)の最中であり、欧米列強によるアジアの植民地支配を解放しようとする大東亜共栄圏構想を実行している時代である。言うまでもなく、同年の12月は大東亜戦争⁵の勃発である。

また大東亜戦争勃発の昭和16年は、従来の「小学校令」が「国民学校令」に改訂された年でもある(同年3月1日)。それによって、従来の尋常小学校は国民学校初等科に改称されたが、ここで第一条は次のように示される。

「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」

明治19年(1886年)に、それまでの教育令を廃して公布された小学校令は、教育勅語発布と同年の明治23年に改定されたが、改定された小学校令には新しく「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」(傍点筆者、以下同)という内容が付け加えられており、これが第一条として示されていた。またこの小学校令は明治33年にも改定されているが、この第一条は変更されずに同一であり、従来通り「道德教育」が筆頭にくる形で示されていた。

だが、昭和16年の国民学校令への改定では、「皇国ノ道ニ則リテ」という文言が加わり、「道德教育」の文言は第一条から削除され、従来の修身は「国民科」という科目に統合された。国民学校令第四条には次のように記されている。

「国民学校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ国民科、理数科、體練科及芸能科トシ高等科ニ在リテハ実業科ヲ加フ。国民科ハ之ヲ分カチテ修身、国語、国史及地理ノ科目トス。」

そして、国民学校令施行規則(同年3月14日)では、国民学校における教育の留意点が第一条に示されている。それによれば、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国

⁵ 「太平洋戦争」の呼称は四大指令の三番目によって、GHQから改変させられたのであって、もともとは「大東亜戦争」という。「今次戦争ノ呼称並ニ平戦時ノ分界時期等ニ付テ」(昭和16年12月12日 閣議決定)によれば、「今次ノ対米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ハ支那事変ヲモ含メ大東亜戦争ト呼称ス」となっている。こうした点から本稿では元来の「大東亜戦争」という呼称を使用する。」

ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ（第一条一項）」「我ガ国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亜及世界ノ体勢ニ付テ知ラシメ皇国ノ地位ト使命トノ自覚ニ基キ大国民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ（同三項）」

さらに「国民科」全体の説明が第二条で示され、国民科の「修身」に関する説明が第三条で為されている。

「国民科ハ我ガ国ノ道德、言語、歴史、国土国勢等ニ付テ修得セシメ特ニ国体ノ精華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルヲ以テ要旨トス 皇国ニ生レタル喜ヲ感ゼシメ敬神、奉公ノ真義ヲ体得セシムベシ（第二条）」

「国民科修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道德ノ実践ヲ指導シ児童ノ徳性ヲ養ヒ皇国ノ道義的使命ヲ自覚セシムルモノトス（第三条）」

これらのことから着目すべきは、従来の小学校令においては使われてなかった「皇国」という語が多用されている点である。また、国民学校令施行規則第一条三項に記されている「東亜及世界の体勢」とは、欧米列強による東亜細亜（アジア）の植民地支配のことと推察でき、こうした状況を解放するものとして日本の存在意義を「皇国ノ地位ト使命」として示されている点である。

このように第5期修身教科書は従来とは異なった新しい法令に基づいて編纂されたのである。それゆえ、ここで押さえておくべきことは、いずれの国定修身教科書も、明治24年の小学校教則大綱第2条（「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」）に則り、教育勅語の理念に基づいて編纂されたのは事実であるにしても、第5期修身教科書は従来の「小学校令」とは異なった「国民学校令」「国民学校令施行規則」という法令を根拠として編纂されたということである。

2. 教育勅語と修身教科書

2-1(1) 修身を支える「教育勅語」の内容

小学校令に基づく第1期から第4期までの修身教科書も、国民学校令に基づく第5期修身教科書も共に「教育勅語」がその根幹を支えている以上、教育勅語の内容を確認しておく必要がある。

教育勅語は、明治23年に天皇の宸筆として発布されたもので、もともとは何ら法的拘束力は無かったとされているが、上述したとおり、小学校教則大綱によって国定修身教科書の根幹を支えるものなり、国民教育の原典をなしていた。

教育勅語は、三段落からなっており、まず第1段落で天皇歴代の祖先による徳を基本とした国家の実現がなされたことと、教育の根源がこうした徳（忠と孝）の実現にあることが記される。

次に第2段落では、国民が実践すべき十二徳が具体的に記さる。①こどもは親に孝行しよう。（「父母ニ孝ニ」）②兄弟・姉妹は互いに助け合おう。（「兄弟ニ友ニ」）③夫婦は仲むつまじくしよう。（「夫婦相和シ」）④友達は胸を開いて信じ合おう。（「朋友相信シ」）⑤自分の言動を慎もう。（「恭儉己レヲ持シ」）⑥すべての人々に愛の手をさしのべよう。（「博愛衆ニ及ホシ」）⑦学問を怠らず、職業に専念しよう。（「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」）⑧知識を養おう。（「智能ヲ啓発シ」）⑨人格を磨こう。（「徳器ヲ成就シ」）⑩進んで社会公共のために貢献しよう。（「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」）⑪常に憲法を重んじ法律を遵守しよう。（「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」）⑫非常事態が発生した場合は、公のため勇敢に仕えよう。（「一旦緩急アレハ義

勇公ニ奉シ」)

そして第3段落では、自分(天皇)も国民も共にこうした徳目を守っていこうと結論づけられる。

2-(2) 各期の修身教科書比較(「ヨイコドモ」)

教育勅語が説く「十二徳に基づく道德国家の実現」を直接的にあるいは間接的に、人物や具体的事例を用いて示しているのが修身教科書であるが、その第1期から第5期までの内容を概観してみよう。「ヨイコドモ」という項目はいずれの期においても小学年(1~2学年)の最終項目に記されているものであるが、各期のその項目と直前の項目とを比較してみたい。⁶

◆第1期(尋常小学修身書 第二学年児童用)

第二十六「ヒトニメイワクヲカケルナ」

この子が道ばたにゴミを捨てようとするのを、お父さんがとめています。世間の人に、迷惑をかけてはなりません。

第二十七「ヨイコドモ」

この二人のこどもは先生に教えられたことを守りました。お父さんとお母さんとがそれをほめて絵本を与えています。

◆第2期(尋常小学修身書 卷二児童用)

第二十五「トシヨリ ニ シンセツニ セヨ」

この年寄りはお金を落として難儀をしています。おたきと五郎はそれを見て気の毒に思いましたから、親切に手伝って拾っています。

第二十六「ヨイコドモ」

この子は先生の教えを守るよいこどもであります。学校で賞状をもらったので、今父母に見せています。父母は喜んで「よい人になるように、この後もますます気をつけなさい」と言って聞かせています。

◆第3期(尋常小学修身書 卷二児童用)

第二十五「人 ノ ナンギ ヲ スクエ」

一人の丁稚が車をひいて坂道をのぼっていきましたが、ぬかるみにかかって難儀をしていました。吉太郎は学校の帰りがけにそれを見て気の毒に思い、後から押し上げてやりましたので、やっと坂の上へ行くことができました。丁稚は喜んでお礼を言いました。

第二十六「ヨイ 子ドモ」

この子は先生の教えを守るよい子どもです。学校に行っても家にいても心がけがよく、友達とは仲良くし、人から受けた恩を忘れず、自分のことは自分でし、いつも天皇陛下の御恩を有り難く思っています。その上、ものもよくできるので、今日、学校で賞状をもらいました。父母は喜んで「この後もますます骨を折ってよい人になるようにしなければなりません」と言って聞かせています。

⁶ 本文のカタカナ表記はひらがな表記に修正して示した。

◆第4期（尋常小學修身書 卷二兒童用）

二十六「オンヲ忘レルナ」

ハチは、かわいい犬です。生まれてまもなくよその人に引き取られ、その家の子のようにしてかわいがられました。そのために、弱かった体も、たいそう丈夫になりました。そうして、飼い主が毎朝勤めに出るときは、電車の駅まで送って行き、夕方帰る頃には、また駅まで迎えに出ました。やがて、飼い主が亡くなりました。ハチは、それを知らないのか、毎日飼い主を捜しました。いつもの駅に行っては電車の着くたびに、出てくる大勢の人の中に、飼い主はいないかと探しました。こうして、月日が経ちました。一年経ち、二年経ち、三年経ち、十年も経っても、しかし、まだ飼い主を探している歳をとったハチの姿が、毎日、その駅の前に見られました。

二十七「ヨイ子ドモ」

太郎は、今度、三年生になります。太郎は、二年生になってから、いっそうよく先生の教えを守りました。学校に行っても、家にいても心がけがよく、自分のことは自分でし、体を丈夫にして、学校を一日も休みませんでした。そのために、たいそうよくできるようになりました。また、太郎は、友達には親切にし、人から受けた恩を忘れず、いつも天皇陛下の御恩を有り難く思っています。太郎は今日、学校で賞状を頂いて来ました。お父さんお母さんは、たいそうお喜びになって、「これからも、先生の教えを守って、一層よい子どもになるようになさい。」と言ってお聞かせになりました。

◆第5期（ヨイコドモ 下）

十九「日本ノ 國」

明るく楽しい春が来ました。日本は、春夏秋冬の眺めの美しい国です。山や川や海のきれいな国です。このよい国に私達は生まれました。お父さんもお母さんもこの国にお生まれになりました。おじいさんもおばあさんも、この国にお生まれになりました。日本よい国、清い国、世界に一つの神の国。日本よい国、強い国。世界に輝く偉い国。

二十「ヨイ 子ドモ」

私たちは、今度みんなそろって三年生になります。私達は、この学校へ入ってから、よく勉強をしました。体を丈夫にしました。先生やお父さんお母さんの言いつけをよく守って、よい子どもになろうと心がけてきました。私達は、先生から色々なお話を聞きました。天皇陛下の有り難いことが分かりました。天皇陛下を頂く日本の国は世界中で一番尊い国であることを知りました。私達は、天皇陛下に忠義を尽くし、このよい国を、みんなで一層よい国にしなければならぬと思います。今日は、学校の終業式でした。賞状を頂いて、家へ帰りました。お父さんお母さんは、たいそうお喜びになって、「これからも、先生の教えを守って一層よい子どもにおなりなさい」とおっしゃいました。

上記第1期から第5期の内容を比較してみた場合、期を追う毎に文字数が多くなりより具体的な内容へと変わっていく。各期の内容をそれぞれ一言でまとめるならば、第1期が「迷惑行為の禁止」「教師への従順」、第2期が「老人への親切」「教師への従順」、第3期が「人助け」「教師への従順・友情・報恩」、第4期が「報恩」「教師への従順・自己研鑽・友情・報恩」という形で対人的な道德規範が示されている。

ところが、第5期になると、「神国日本」「教師や親への従順、天皇への尊敬と忠義、最上国家日本」というように対国家的な道德規範へと一気に変貌する。特に「世界に一つの神の国」「天皇陛下を頂く日本の国は世界中で一番尊い国」というような表現は、大東亜戦争時の「神州不滅」という国家観へと導くものとして、小学校低学年の頃から示されていたこととなる。

次に、第1期から第5期までの高学年の末尾で示される、「よき日本人」という項目の内容を比較してみよう。

2-(3) 各期の修身教科書比較（「よき日本人」と「新しい世界」）

第1期の「よき日本人」という項目は、現在でいう第4、第6学年の末尾に示されている。第6学年では次のように示される。

◆第1期（高等小學修身書 第二學年児童用）

第二十八課 「よき日本人」

よき日本人たるものは、よく、臣民たる本分をつくすことをつとむべし。公民としては、公民の心得を守り、國民としては、國民の務めをつくし、家内の人に對しても、他人に對しても、おのおの、その道をつくすべし。また、つねに、徳行をはげみ、知識をみがきて、國の文明を進め、公益をはかり、業をおこして、國の富を増さざるべからず。よき日本人たるものは、正直にして、勇氣を養ひ、自立自營の習慣をつくり、着實に業務に勉勵し、工夫をこらして、職業の改良進歩をはからざるべからず。これ等は、みな、わが國の發達進歩をはかる基にして、また、天皇陛下の大御心にそひたてまつるの道なり。

ここでは、日本人である以上、臣民としての本分、公民としての心得、國民としての務めを尽くしつつ、徳や知識を積んで國の文明をすすめ、公益や産業により國を富ませなければならないことが示される。そして、教育勅語に示されているような徳目に励むことが天皇の御心に沿うことになる旨が示されている。

◆第2期（尋常小學修身書 卷五児童用）

第二十八課 よき日本人

我が國民は萬世一系の天皇を戴き、克く忠に克く孝に、數千年來の美風をなせり。我等臣民たる者は常に天皇陛下・皇后陛下・皇太后陛下の御高德を仰ぎ奉り、祖先の志を継ぎて忠君愛國の道に勵まざるべからず。・・・人と交わりては信義を重んじ、禮儀を守り、人より受けたる恩を忘れず、度量を大きくすべし。殊に朋友には親切に交はるべし。世に立ちては産業を興して公益をはかり、又博く世間の人を愛すべし。・・・是等の心得を守るは教育に關する勅語の御旨趣にかなひ奉ることとなるなり。されば人人勅語の御旨趣を深く心に銘してよき日本人とならんことに努むべし。

ここでは忠孝に基づきながら、信義・礼儀・報恩など、教育勅語の徳目を実践することが教育勅語の趣旨に沿い、それがよき日本人であることが示される。

◆第3期（尋常小學修身書 卷五 児童用）

第二十七課 よい日本人

我が大日本帝國は萬世一系の天皇を戴き、御代々の天皇は我等臣民を子のやうにおいつくしみになり、我等臣民は數千年來、心をあはせて克く忠孝の道に盡しました。・・・父母には孝行を盡して其の心を安んじ、兄弟は仲良くして互いを助け合ひ、主婦はよく家を治め子供を教養しなければなりません。人に交わつては信義を重んじ、度量を大きくし、殊に朋友には交を厚くし、人から受けた恩を忘れず、世に立つては産業を興し、公益を廣め、禮儀を重んじ、衛生の心得を守り、又博く人を愛し誰にも親切にしなければなりません。・・・是等の心得を守るのは、教育に關する勅語の御趣意にかなふわけがあります。我等はこの御趣意を深く心にとめ、至誠をもつて是等の心得を實行し、あつぱればよい日本人とならなければなりません。

ここでも忠孝を始めとする教育勅語の徳目に沿うことが、よき日本である旨が記されている。

◆第4期（尋常小學修身書 卷五 児童用）

第二十七 よい日本人

我が大日本帝國は萬世一系の天皇のお治めになる國であります。・・・人に對しては、信義を重んじ、度量を大きくし、朋友には交を厚くしなければなりません。人から受けた恩を忘れず、又博く人を愛し、誰にも親切にするのは我等の務であります。・・・我等は常に誠實を旨としなければなりません。何事をするにも、心に誠實があれば、行もおのづから正しく、徳行も身に備わつて來ます。これらの心得を守るのは、教育に關する勅語の御趣意にかなふわけがあります。我等は此の御趣意を深く心にとめ、眞心をもつてこれらの心得を實行し、あつぱればよい日本人とならなければなりません。

ここでも第1期から第3期と同様に、教育勅語の徳目に沿うことが、よき日本である旨が記されている。

「よき日本人」という項目は、第1期においては第4.第6学年、第2期においては4.5学年、第3期においては3.4.5学年、第4期においても3.4.5学年の最終項目で示されていたが、いずれも天皇に対する忠誠を筆頭として、教育勅語に示された徳の実現が具体化された内容である。

だが、第5期では「よい日本人」と題する項目は存在せず、それに代わって「新しい世界」と題する項目が追加されている。それゆえ、従来第1期から第4期までに示された「よき日本人」と第5期の「新しい世界」の項目を比較することで、第5期教科書の特異性が理解できると思われる。第5期修身教科書における「新しい世界」は次のように示される。

◆第5期（初等科修身 四）

二十 新しい世界

昭和十六年十二月八日、大東亞戦争の勃発以来、明るい大きな希望がわき起こって來ました。・・・わが日本と志を同じくするドイツ、イタリヤ兩國もまた新しい歐洲をつくらうとして、地中海に、アフリカに、大西洋に、米英に對する戦をくりひろげ、またソ聯とも戦つてゐます。・・・日本人は御稜威をかしこみ仰ぎ、世界にほんたうの平和をも

たらさうとして、大東亜建設の先頭に立ち続けるのであります。・・・身命をなげうって皇國のために奮闘努力しようとするこのををしきこそ、いちばん大切なものであります。・・・日々の心がまへが、そのまま大きくなつての心がまへとなります。このやうな心がまへで進む時、新しい世界は私たちの手でできあがるのであります。私たちこそ、といふ意氣ごみを以てのぞむとき、大東亜の建設はみごとになしとげられ、正しい世界が開けて來ます。今、はっきりと私たちの果たさなければならない使命についてわきまへ、それを果たすことのできる日本人となるやうつとめませう。

「日本人は、…大東亜建設の先頭に立ち続けるのであります。・・・身命をなげうって皇國のために奮闘努力しようとするこのををしきこそ、いちばん大切なものであります」というような内容は、「命を賭した皇國への忠義」と「大東亜の建設」を端的に記したもので、従来の修身教科書の内容とは極めて異なったものとなっている。

このように見ると第1期から第4期までの「よき日本人」と題する内容は、教育勅語に示された十二徳を遵守することの重要性について記されていたのに対して、第5期では大東亜の建設こそが最も重要な使命として示され、ここに第5期修身教科書の特異性が明らかとなる。

3. 第5期修身教科書

3-1(1) 第5期修身教科書の特異性

第1期から第5期までの修身教科書はそれぞれの時代に応じた編纂方針があるが⁷、各期の修身教科書に対する今日的な価値判断は、すべての期を一括りにした形で否定的に論じられている。例えば、『復刻 国定修身教科書解説』によれば、第1期は「資本主義發達下、国民思想の統一を期する教科書」、第2期は「日露戦争後、天皇制・家族国家倫理に基づく教科書」、第3期は「大正デモクラシーと国体思想混合の教科書」、第4期は「満州事变後、ファシズム台頭期の国体明徴の色刷り教科書」、第5期は「太平洋戦争決戦下、天皇のために死を求めた軍国教科書」と定義づけられる。⁸

また、『国史大辞典』によれば、第1期から第2期までを「ナショナリズム教科の教科書」、第2期から第4期までを「帝国主義教化の教科書」、第4期から第5期を「ファシズム教化の教科書」と示し、戦後の教科書は「民主主義教化の教科書」とされる。⁹

これらに示された「国民思想の統一・ナショナリズム・帝国主義・ファシズム・天皇制国家・国体思想・ファシズム台頭・天皇のために死を求む」というような語をみれば、修身教科書のいずれもが、戦後の民主的教科書と比して焚書に値するような価値評価が下されている。だが、上に示した修身の少なくとも第1期から第4期までは、「迷惑行為の禁止」「教師への従順」「老人への親切」「教師への従順」「人助け」「教師への従順・友情・報恩」「報恩」「教師への従順・自己研鑽・友情・報恩」というような、今日にも通用する対人的な道德規範が主であり、第5期に見られるような「皇國の使命としての大東亜共栄圏建設」ではない。

第5期の特異な内容は他の箇所でも随所に見られる。第5期では、前述したように（現在で言う）小学校2年生で日本が「神の国」であることを示されていたが、それを根拠づけるかのよう

⁷ これについては次号以後に詳述する予定。

⁸ 中村紀久二『復刻 国定教科書解説・索引』大空社 1994年 p60

⁹ 『国史大辞典4』吉川弘文館 1984年 p281

に「初等科修身二」（現在で言う小学校4年生）には、「日本は神の國」と題する項目が存在する。

今から六百年ばかり前のことです。北畠親房（ちかふさ）は、後醍醐天皇の仰せを受け、義良（のりなが）親王のおともをして、東國の賊軍をこらしめるために出かけました。途中、海上で、はげしいあらしにあひ、親房は、常陸の國へ流れ着きました。・・・親房は、陣中にありながら、ふでをとつて國史の本を書くことにしました。親房はその本の初めに、かう書きました。「大日本は、神の國である。神がこの國をお開きになり、天照大神が、天皇の御位を、ながくさかえますやうに、お傳へになつた。これは、わが國だけにあつたことで、ほかの國には、まつたくないことである。だからこそ、わが國のことを、神の國といふのである。」・・・親房は、この本の中に、「忠義をつくし、命をすてるのは、臣民のみちである。」といつてゐますが、これは、私たちの忘れてはならないことばであります。」（第5期初等科修身 二の六）

日本は神の國であり、その神の國に命を賭する忠義を端的に要求した内容である。こうした死をも恐れぬ盡忠報國は、「靖国神社」（初等科修身二の三）、「久田船長」（同三の八）、「軍神のおもかげ」（同三の九）、「特別攻撃隊」（同三の十五）、「北滿の露」（同三の十九）、「国民皆兵」（同四の八）、その他、隨所に散見され、これらは「教育勅語」に基づいているというよりも、むしろ以下に示す「軍人勅諭」や「戦陣訓」の内容に近いと考えられる。

3-（2）第5期修身教科書と軍人勅諭・戦陣訓

「軍人勅諭」は「教育勅語」の8年前、すなわち明治15年（1882年）1月4日に發布されたものでありかなり長文に及ぶが以下の5点に収斂される。

「①軍人は忠節を尽すを本分とすべし。②軍人は礼義を正しくすべし。③軍人は武勇を尚（とう）ぶべし。④軍人は信義を重んずべし。⑤軍人は質素を旨とすべし。」

なかでも「忠節」の末尾に記されている以下の文章は、己の生命に未練を残さず大義をまっとうさせる軍人の生き方として有名である。

…只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ。
其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ。

また、「戦陣訓」は昭和16年（1941年）1月8日に当時の陸軍大臣・東條英機が布達したものである。

死生を貫くものは崇高なる献身奉公の精神なり。生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。身心一切の力を尽くし、従容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。（本訓 其の二 第七 生死観）

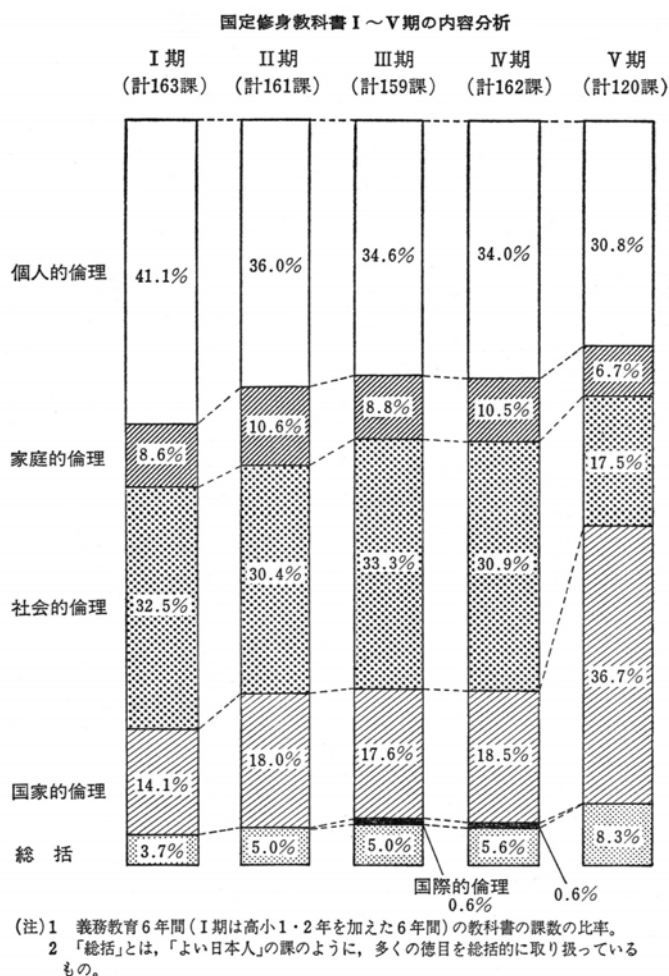
恥を知る者は強し。常に郷党家門の面目を思ひ、愈々奮励して其の期待に答ふべし。生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。（本訓 其の二 第八 名を惜しむ）

こうした内容を見れば、第5期修身教科書に記される命を賭した盡忠報国の内容は、「教育勅語」よりも「軍人勅諭・戦陣訓」と共通性を有するものであり、軍人になる前の小学生の段階から、すでに死を恐れぬ精神を養わせていたと言えるであろう。

中村紀久二によれば、当時は、陸軍省軍務局長武藤章（陸軍少将）や海軍省教育局長草鹿任一（海軍少将）が文部省参与に任じられており、特に草鹿は教科書調査会の会員でもあったという。そして、将校数名が囑託という名義で文部省に乗り込み、教科書の編集に強く干渉した。例えば、「修身」の第4～6学年に対する要望としては、「軍人勅諭五カ条」「皇軍及国民皆兵」「遺髪（遺骨モ還ラザル覚悟）」「出征軍人ノ妻」「最後ノ通信（自爆精神）」という過激なものであった。軍部の要望は、そのまますべてが実現しているわけではないが、第五期修身書の内容は全体的傾向として軍部の要望の線にそったものであることは否定できない。¹⁰

3-(3) 第5期修身教科書における国家的倫理

さらに、教育学者の唐沢富太郎は、各期の修身教科書の内容を、「個人的倫理」「家庭的倫理」「社会的倫理」「国家的倫理」「国際的倫理」「総括」、それぞれの項目に分けて次のように図表化した¹¹、それによれば第5期修身教科書の特異性として「国家的倫理」の内容が突出していることが明らかとなる。



¹⁰ 中村紀久二『復刻 国定教科書解説・索引』大空社 1994年 p98 参照

¹¹ 『唐沢富太郎著作集6』ぎょうせい 1989年 p282。図表のⅠ期～Ⅴ期は本文中の第1期～第5期を表す。

こうした「国家的倫理」に関する内容は、1章で述べた国民学校令並びに同施行規則に呼応する。国民学校令施行規則第一条一項では、「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國体ニ對スル信念ヲ深カラシムベシ」と記されていたが、まさに国家的倫理に関する内容は、「天皇の臣民」である国民が「皇国」に対する道徳的義務として論じられている。

これらのことは、第5期修身教科書の編纂方針を見ればより明らかとなる。「国民学校国民科修身教科書編纂方針」の「国民科修身の意義」という節では、修身指導のあり方が以下のように述べられている。

國民はこの聖君に對し奉つて、ただ單に觀念的に奉體するといふのではなく、お諭しに随つて躬行し、實際行為にあらはして行くといふことが大切である。かくして國民學校に於ける修身指導は、教育に関する勅語の觀念的奉體をしりぞけて、實踐的奉體をなさしめるといふところまで徹底さすべきである。即ち、實踐指導に重點をおくことによつて徳性を涵養し、皇國の道義的使命を自覺せしめるものでなければならない。¹²

「教育に関する勅語の觀念的奉體をしりぞけて、實踐的奉體をなさしめるといふところまで徹底さすべき」とはどういうことか。これは、教育勅語の各徳目（父母への孝・兄弟への友・夫婦相和・恭謙・博愛等々）を単に実践するというのではなく、それが「不滅なる皇国の繁栄に尽くすべき」ものである必要があるということであり、しかもこのことは同時に大東亜共栄圏の建設を含意する形で示されている。「編纂方針」の原文にて確認しておこう。

教育に関する勅語にお諭しになつて居られるように、父母に孝であることも、兄弟に友であることも、夫婦相和することも朋友相信ずることも、恭儉己を持ち博愛衆に及ぼすことも、すべてが天壤無窮の皇運を扶翼し奉るところのものでなければならない。即ち、國體の精華を發揮するといふことと切離して、單なる博愛、單なる知能啓發、徳器成就といふ見方、考へ方、取扱方をしてはならぬのである。¹³・・・なほ最後に思を致さなければならないのは、指導を受ける者が、大東亜共栄圏を建設し、世界の新たなる秩序を求める現代日本の動向を、そのまま次代に於いて背負ひたつ小國民であるといふことである。¹⁴

「すべてが天壤無窮の皇運を扶翼し奉るところのものでなければならない」とはどういう事か。これを理解するには、再度、教育勅語の第二段落に戻らねばならない。

教育勅語の第二段落は次のように示されている。

爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、学ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。

¹² 宮田丈夫『道徳教育資料集成2』第一法規出版 1959年 p936

¹³ 同書 p942

¹⁴ 同書 p948

「すべてが天壤無窮の皇運を扶翼し奉るところのものでなければならない」(上記下線部)は、見ての通り、十二徳が示された後に続く文言である。これをどのように読むかがここでの論点となる。

一つの読み方は、「父母ニ孝ニ」から始まる十二徳を守って、「不滅なる皇位の繁栄に尽くすべきです(筆者訳)」という順列的な読み方である。もうひとつは、「不滅なる皇位の繁栄に尽くす」と「十二徳」を結合し、極端に言えば「不滅なる皇位の繁栄に尽くすためには十二徳を守るべきです」という形で目的・手段の関係として読む方法である。第5期修身教科書の編纂方針は、あえて後者の解釈を示していると思われる。

むろん、教育勅語を字義通りに読めば、順列的な読み方が自然であり、事実、第4期までの修身教科書における「教育勅語解説」でも「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の読み方は、次のように示されている。

- ・かくして天地と共に窮なき皇位の御盛運を助け奉るべきなり。(第2期 卷六 第二十七課)
- ・かようにして天地と共に窮まりない皇位の御盛運をお助け申し上げるのが、我等の務であります。(第3期 卷六 第二十六課)
- ・かようにして天地と共に窮まりない皇位の御盛運をお助け申し上げるのが、我等臣民の務であります。」(第4期 卷六 第二十六課)

いずれも「皇位の御盛運を助ける(筆者訳では「不滅なる皇位の繁栄に尽くすべき)」という形で自然な読み方がなされているが、第5期修身教科書では今までとは異なった解説がなされている。

- ・このようにして、あまつひつぎの大みわぎをお助け申し上げるのが、私たち臣民のつとめであるとの仰せであります。(第5期 初等科修身四)

「あまつひつぎ」とは「皇位」を意味し、「大みわぎ(大御業)」とは、「天皇の行為・所行」である。あえて、このような解説文に変えられたのは、「(十二徳など)すべてが天壤無窮の皇運を扶翼し奉るところのものでなければならない」という第5期修身教科書の編纂方針を受けた結果、天皇の行為そのものを助けることの必要性を示す意図があったからだと言えるのではあるまいか。そうすることによって、大東亜共栄圏の建設を、天皇を助ける臣民の大義として語ることができるからである。

結.

このような点から、他期とは異なった第5期修身教科書の特色を以下のように結論づけることができるであろう。

①根拠法となるのは小学校令ではなく国民学校令である。②教育勅語に示される各徳目は、萬世一系の天皇並びに皇国への忠義に収斂される。③天皇並びに皇国のために忠義を尽くし命を賭すことは臣民の道である。(その意味で「軍人勅諭」や「戦陣訓」と共通の内容を多く有してい

る。)④大東亜共栄圏の建設は神国日本の使命である。

もともと道義国家を建設するためには如何に生きべきかという徳目を示した修身教科書(第1期～第4期)が、第5期になると大東亜共栄圏の建設をする皇国のために如何に死すべきかを多分に孕んだ内容であったことは間違いのない事実であろう。

大東亜戦争中、日本軍の特攻隊に遭遇した米兵は、「我々は生きるために戦争をするが、彼らは死ぬために戦争をするのか」と叫び絶句したという。軍人教育ならまだしも小学生に対する道徳教育が、命を賭した盡忠報国の実践という内容を含んでいたことは事実であるし、このことがGHQによる「修身廃止」へと繋がったことも押さえておかねばならないことである。

だが、第2章で見てきたように、第1期から第4期までの修身教科書は、明治37年(1904年)から昭和16年(1941年)までの37年間に亘り日本の道徳教育の根幹をなしてきたものであり、昭和16年から20年までの4年間しか使われていない第5期と同一の内容として扱われるべきものではない。むしろ大東亜戦争時の第5期こそが従来の「修身」とは極めて異なった内容で構成されているという事実を理解しておかねばならない。戦時中、しかも4年間しか使われていない第5期修身教科書の内容をもって、それがすべての修身教科書に共通のものと安直に考え、結果、「修身」すべてを唾棄すべきものとする今日の風潮は改める必要があるのではなかろうか。

日本の古典的名著として教育現場でも紹介される福沢諭吉の『学問のすゝめ』(明治5年発刊)初編に以下のような記載がある。

日本とても西洋諸国とても同じ天地の間にありて、同じ日輪に照らされ、同じ月を眺め、海を共にし、空気を共にし、情合相同じき人民なれば、ここに余るものは彼に渡し、彼に余るものは我に取り、互に相教へ互に相学び、恥ずることもなく誇ることもなく、互いに便利を達し互いにその幸を祈り、天理人道に従って互いの交わりを結び、理のためにはアフリカの黒奴にも恐れ入り、道のためにはイギリス、アメリカの軍艦をも恐れず、国の恥辱とありては日本国中の人民一人も残らず命を棄てて国の威光を落さざるこそ、一国の自由独立と申すべきなり。(福沢諭吉『学問のすゝめ』岩波文庫 1986年 p14 傍点筆者)

前半部分では国家間で協力し合うことの重要性が示されているが、後半部分では「道理」の問題が説かれ、特に最後の部分(傍点部)はまさに修身で示された「命を賭けた報国」の内容と同一である。こうした内容を含むこの書物を日本人が名著と評するのはなにゆえであろうか。それは、生命尊重至上主義という今日的価値観からすれば「問題あり」とする内容を含んでいたとしても、それ以上に学ぶべきものをその書物の中に見出しているからに他ならないからであろう。

ならば、「修身」に関しても同様に考えるべきである。今日的視点に基づき、修身の一部(第5期修身教科書)を「問題有り」としたにしても、それ以外(第1期から第4期の同教科書)に学ぶべきものがあるとすれば、それを評価していくことが重要であり、そしてこのことが「伝統と文化の尊重」に繋がっていくものである。¹⁵(続)

¹⁵ もしGHQによる「修身」の強制排除がなされなかったら、「修身」は日本人の道徳観を支える歴史的遺産として高く評価されていた可能性も高い。道徳がその国の歴史的継続性のもとに成り立っている以上、「修身」を否定的にのみ見るのではなく、GHQの呪縛から離れた視点を持つことも必要なのである。また、第5期修身教科書には、生命尊重至上主義という今日的価値観からすれば「問題あり」とする内容が多々あるのは事実にしても、第5期修身教科書のすべての内容がそうした「問題のある」内容ばかりではないことも押さえておく必要がある。